

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により市町村長が行う予防接種については、「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 2 号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」により示しているところです。今般、定期接種実施要領の一部について別紙のとおり改正することとしましたので、貴職におかれましては、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 改正の概要

- (1) 予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）の改正により、ロタウイルス感染症が予防接種法に基づく定期の予防接種の対象疾病として追加され、予防接種法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 36 号）及び予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号）について所要の改正が行われることに伴い、「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 2 号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」（以下「定期接種実施要領」という。）に所要の改正を行うもの。
- (2) 異なるワクチンの接種間隔については、令和 2 年 1 月 27 日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会において、これまで確認されている科学的なエビデンス及び学会等の提言並びに諸外国の状況等を検討した上で、異なるワクチンの接種間隔の見直しの方針が取りまとめられたことを踏まえ、定期接種実施要領に所要の改正を行うもの。
- (3) その他所要の改正

2 施行期日

令和 2 年 10 月 1 日